

第92回

鳥栖市都市計画審議会議案

令和元年11月21日

鳥栖市都市計画審議会

## 諮 問 事 項

諮 問 番 号	件 名	頁
諮問第102号	鳥栖市都市計画マスタープランの策定について（継続審議）	1

## 諮問第102号 鳥栖市都市計画マスタープランの策定について（継続審議）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針である、鳥栖市都市計画マスタープランを策定するため、次のとおり審議会の意見を求める。

### 1. 策定理由

総合的かつ長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての方向性を明らかにするとともに、市民の意見を反映させながら、様々な社会構造の変化のなか持続可能で活力のある都市づくりを進めるため、本市の特性に応じた都市計画に関する基本的な方針を定める。

### 2. 策定期間

平成29年度～平成31年度